

排出事業者のための有益情報満載ニュースレター

Waste Today

2016.09.15

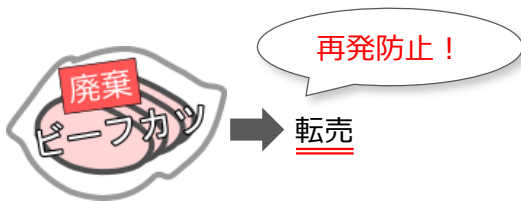
発行者：株式会社リーテム

 9月号
2016

✓ 今月のテーマ 「廃食品の改正」

🗨️ 食品リサイクル法、判断基準省令の改正について

大手カレーチェーンの廃棄される予定だったビーフカツなどの転売事件を受け、その再発防止策となる標記の検討委員会が、平成28年9月8日、環境省、農水省の合同で公開形式で行われました。以下は、排出事業者となる食品関連事業者に関係する主な改正内容となります。



●改正省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令

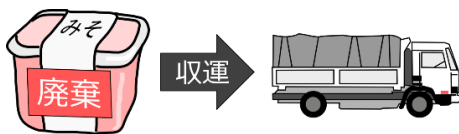
(解説)

この省令は、食品リサイクル法の省令の改正ですので、食品リサイクルの運用上の改正となります。したがって、食品廃棄物が焼却処分されるものは対象外となります。しかし、食品メーカーは、食品リサイクル率のノルマ(?)がありますので、多くの食品メーカーに関わることでしょう。

※2016年内に交付予定

🗨️ 改正の詳細（食品事業者に関することでの主なもの）

●食品廃棄物の収集運搬の基準（転売可能な廃食品の場合）



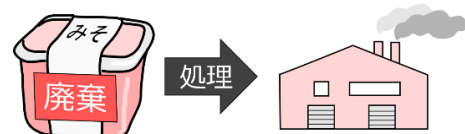
<自ら運搬する場合>

食用と誤認されないような措置

<収集運搬業者が運搬する場合>

委託内容に沿った収集運搬の確認

●食品廃棄物の処理（再生利用（肥飼料等））の基準（転売可能な廃食品の場合）



<自ら処理（再生利用）する場合>

食用と誤認されないような措置

<処理業者に処理委託する場合>

- ・委託内容に沿った処理（再生利用）の確認
- ・再生状況とその再生品の利用状況の確認（処理業者の監査と再生品の利用状況の確認）
- ・処理方法や地域での処理費を踏まえた適正な処理費の処理業者の選定